

平成29年1月

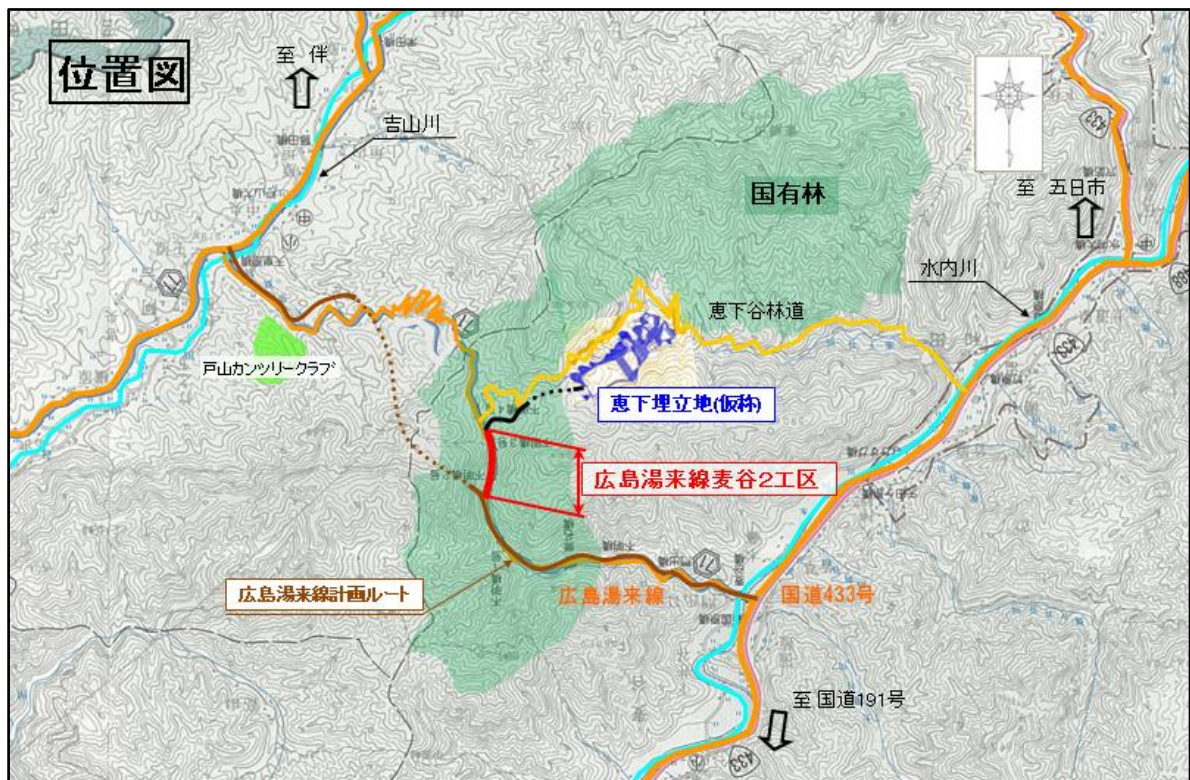
道路改良工事のお知らせについて

環境局施設部恵下埋立地建設事務所

- (1) 工 事 名：広島湯来線麦谷2工区道路改良工事
- (2) 工 期：平成28年12月16日～平成32年3月10日
- (3) 施 工 者：錦建設株式会社
- (4) 請 負 金 額：910,440,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
- (5) 施工延長：840m
- (6) 主な工種：道路土工、法面工、擁壁工、函渠工、排水構造物工、
橋りょう工、付帯工、仮設工

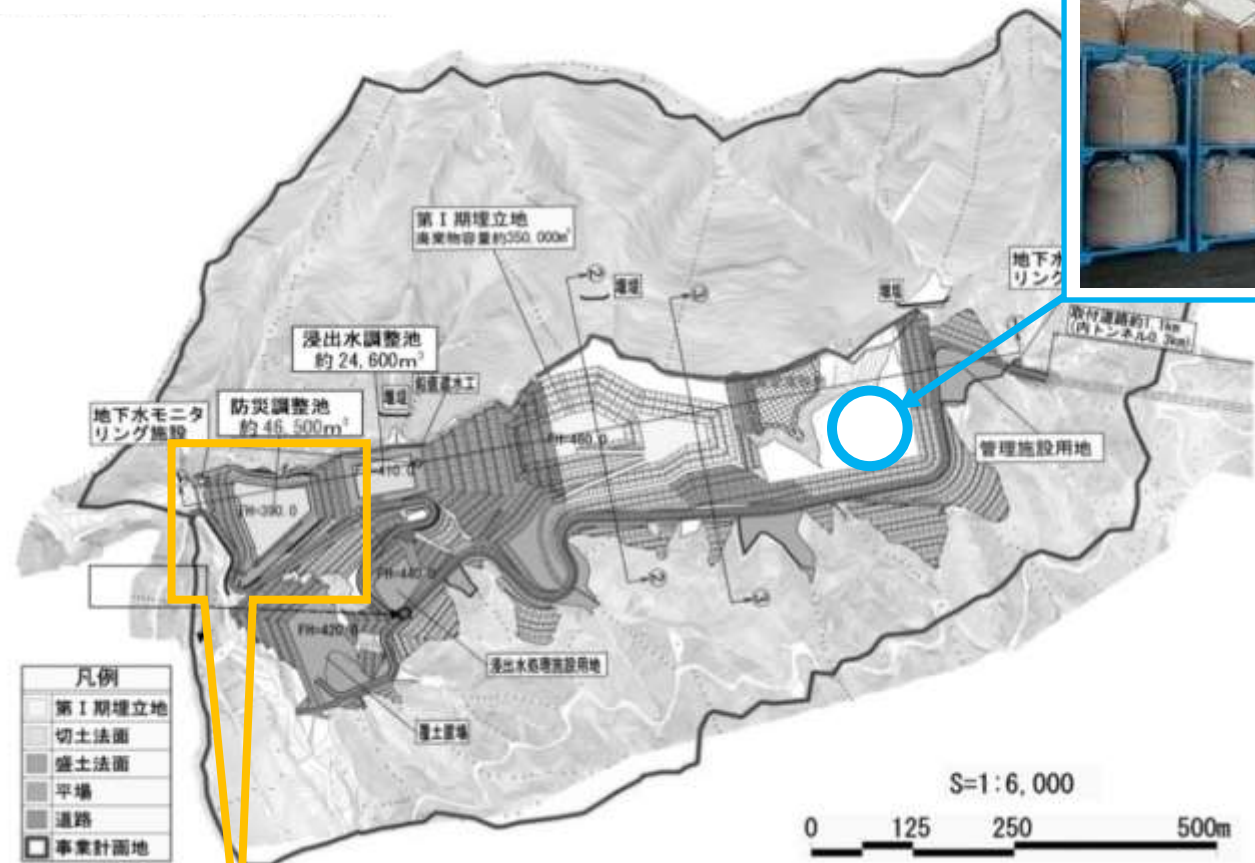
※ 現場着手は、平成29年4月頃の予定です。

工事の施工計画が出来ましたら、また説明させていただきます。



【恵下埋立地（仮称）建設現場におけるダイオキシン類を含む燃え殻の処理について】

位置図（計画平面図）



＜一時保管場所のイメージ写真＞



＜燃え殻の状況＞

- 平成 28 年 5 月 恵下埋立地（仮称）建設工事の現場作業に着手し、樹木の伐採、作業用道路の造成等を開始
- 8 月 防災調整池の建設予定場所付近を除草したところ、廃タイヤの燃え殻の存在を確認（左下図 赤点線の範囲）
- 9 月 燃え殻の一部を成分分析したところ、管理型の最終処分場（玖谷、出島等）で埋立処分できる有害物質判定基準（以下「判定基準」という。：3ng-TEQ/g 以下）を超えたダイオキシン類が含まれていることが判明
- 10 月 燃え殻の存在区域で 10m 毎のサンプリング調査を開始
- 12 月 判定基準を超えた燃え殻の範囲と概ねの量を特定

- ・範囲 約 1,600 m²（左下図 赤色部分）
- ・深さ 約 1.0m～3.3m
- ・撤去が必要な量 約 4,000 トン

＜燃え殻の処分方法・作業手順＞

- ① 判定基準を超えた燃え殻
 - ア 掘削し、袋詰め
 - イ 袋詰めした燃え殻を、建設工事区域内の工事に支障にならない場所で一時保管し、順次、中間処理施設に運搬
 - ウ 中間処理施設で熱処理又は溶融処理等により無害化した上で処分
- ② それ以外の燃え殻
県出島処分場に運搬し、埋立処分

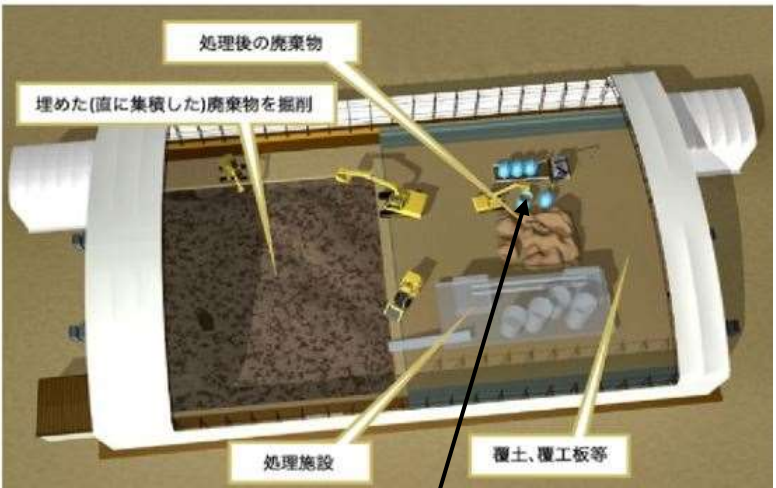
＜安全対策＞

- ① 燃え殻の飛散や降雨による流出を防止するため、判定基準を超えた燃え殻の掘削・袋詰めの作業場所及び一時保管場所に屋根付きテントを設置（一時保管場所は底面をアスファルト舗装し、袋はパレット等の上に保管）
※ イメージ写真等参照
- ② 燃え殻の存在する区域の周囲に、集水溝を設置し、燃え殻に触れた水を下流の水槽に集め、環境省の指針に基づき、浮遊物質濃度（SS 濃度）が 10 mg/L 以下となるよう凝集沈殿処理を行った上で河川に排水（左下図 灰色参照）
- ③ 観測井戸（新設）及び河川の水質を監視（左下図 赤丸参照）
- ④ 中間処理施設及び県出島処分場への運搬に際しては、燃え殻が飛散しないよう、運搬車両の荷台をシートで覆う

＜処分スケジュール＞

- ① 判定基準を超えた燃え殻
 - ア 本年 2 月から、掘削、袋詰め、一時保管場所への移動に着手
 - イ 来年度から、中間処理施設への運搬、無害化处理、処分に着手（工期 約 1 年間）
- ② それ以外の燃え殻
本年 2 月以降、準備ができ次第、県出島処分場に運搬し、埋立処分

＜掘削・袋詰め作業場所のイメージ図＞



＜廃棄物集積袋＞

河川での水質監視

観測井戸での水質監視

水槽で凝集沈殿処理

水槽

集水溝

調整池

燃え殻の存在区域

判定基準を超えた燃え殻の区域